

新大綱策定会議メンバーからの提出資料

2012年5月29日

第20回新大綱策定会議についての意見

委員 浅岡美恵

第1 はじめに

第19回会合（5月23日）の期日は一度取り消されましたので海外の予定を入れ、欠席させていただきました。第19回は、原子力委員会ホームページに核燃料サイクル問題及び国民・地域社会と原子力との関係という重大議題が掲載されていたので、資料を送付いただく前でしたが、後者に関しての意見を提出して海外に出発いたしました。

前回資料3では、参考2の「委員からの意見」に一部加えていただいておりますが、十分ではなく、資料本文にほとんど反映されていないことは残念です。

しかも、翌日には、原子力委員会の一層深刻な問題が明らかになりました。上記の意見とも関連し、原子力委員会の存立にかかるものと思料しますので、第20回では、報道にかかる問題について議論を尽くす必要があります。

第2 前回資料3「原子力利用の取組に係る国民・地域社会との共生に向けて」について

1、本新大綱策定会議は、**2010年6月にエネルギー基本計画の改定**がなされたことを受けて、2004年に改定された現政策大綱の見直し作業のために組織され、**2010年12月21日に第1回新大綱策定会議**が開催されたものです。私は、ここから専門委員として参加させていただきました。

2011年3月11日の福島第1原子力発電所事故の直前の2011年3月8日までに、その前に事務局が作成し、若干の改定がなされてきた「**エネルギーにおける原子力発電について（議論の中間整理）（案）**」がとりまとめられていました（後述のとおり、伴委員と私はその内容の数々の箇所でも異議を留めてきました）。

そこでの、該当箇所の記述は以下のものです。

○原子力発電の運転と地域共生

- ・ 地方自治体は、原子力立地を生かした産業活性化と人材育成支援を、原子力事業者、研究機関、大学、地元企業の協力のもと推進する。
- ・ 原子力事業者等は、その地域の一員であるという自覚のもとに、ノウハウを広く活用するなど地方自治体が行う地域活性化の取組に積極的に参加することを期待する。
- ・ 国は、更なる使途の拡大や算定方法の見直しを行った電源立地地域対策交付金制度の周知を図り、交付金が地域の実情に応じて効率的・効果的に活用されるよう努める。また、地方自治体は立地地域や周辺地域の住民に対する電源立地地域対策交付金の活用状況に係る理解活動を充実する。

前回の資料3では、福島第1原発事故を経験し、半年にわたって何人かの委員からの指摘も反映されていると見られる箇所もあります。これは前進といえるでしょう。

しかし、「上から目線」による「情報提供」、「教育」、当該立地地域へは「交付金」による慰撫策、国民に対しては「公聴会や意見募集」による「国民参加」の壁を超えていないのは残念なことです。資料3、12頁に、「原子力界は事故及び事故後の状況を作り出した深い反省に基づき、原因を深く分析し、その結果を基に今後の取組のあり方について社会との対話を重ねる等、真摯に取り組むべき」とありますが、具体的に何かよくなって、何をどう反省すべきかの検討が、事故から1年を経ても、いまだなされていません。原子力委員会は「原子力界」の中核ですが、自らの「反省」を具体的に明らかにしてきていません。

本件テーマにおいては、何よりも、国や事業者からの「情報提供」努力ではなく、国民・自治体・住民の情報開示請求権が法的に担保されている必要性が明らかになりましたが、ここには、その要請に応える部分は全くなく、これまでどおり、事業者と国の努力を言うに過ぎません。求められているのはルール化であり、法的制度としていくことであり、これでは、事故前から何も変わりません。

また、こうした問題は、直接放射能汚染を受ける可能性のレベルによって、その地域の住民への情報開示や意思の反映への担保措置が異なることはありうることです。しかし、資料3では、いまだに「地域」についての具体的言及がありません。原子力委員会及びその事務局は、事故前の意思決定の仕組みを是とするものと考えざるべきではありません。そこから、国民、住民の理解も信頼も獲られないことに気づいていないのでしょうか。

第3、既に、原子力委員会の存立基盤及び原子力委員会への国民の信頼は崩壊

1、3.11 震災前の本策定会議の対応

前出の震災直前の「新大綱の議論の中間整理」では、「原子力発電の特性」として、原

子力「施設には深層防護の考え方に則っていくつもの安全対策を講じている」とし、「エネルギーの安定供給に貢献」、「各事業者は耐震安全性の再評価、自主的耐震裕度向上工事を行」い、「地球温暖化対策に貢献」、「経済性の観点からも優れた電源」であると評価したうえで、エネルギー基本計画で「2020年までに9基の新增設、2030年までに14基の新增設と設備利用率85%を目指し、水力等を加え、原子力を含むゼロエミッション比率を2020年までに50%以上、2030年までに70%とすることを旨とする」としていることをもって、国は、原子力発電が、供給安定性、環境適合性、経済効率性を同時に満たす電源としてエネルギー基本計画において期待されている役割を果たし、2030年以降も相当の長期間にわたって基幹電源であり続けることができるように、規制及び誘導の取組みを行っていくべきである。」と結論づけていました。

2011年3月11日をもって、上記の「多重深層防護の安全性」、「耐震安全性」、「エネルギーの安定供給性」、「経済性」は、実態のない仮定想定であったことが明らかになりました。温暖化対策も、原子力依存度を高め、再生可能エネルギーの拡大を妨害してきたために、火力発電への依存度が高まり、また原子力を理由に二酸化炭素の排出量の多い安価な石炭火力発電を増強し、温室効果ガスの削減に役立たなかったことが明らかになっています。結局、原子力政策推進の基盤のすべてが砂上の楼閣であったことを明らかにしたのが、今回の事故でありました。

伴委員と私はこの中間整理の問題を書面でも指摘し続けてきましたが、本策定会議では意見書は公表されるものの、中間整理の文言に反映されることもなく、ただ聞き置かれてきました。(震災後も同じ繰り返しであった。)

3.11に発生した福島第1原発事故の発生に対する電力事業者、原子力保安院、原子力安全委員会の責任が衆目の一致するところです。しかし、原子力委員会も、上記のとおり言明をしたうえで、これを世間にかざして現大綱を策定し、さらに新大綱を策定すべく審議してきたもので、同じ責任を負っています。とりわけ、耐震安全性にお墨付きを与え、最も危険な施設である原子力施設について「バック・フィット」制度の導入を一度も提言せず、いまだに明言していないことは、その職責を放棄してきたものといえ、深刻な反省が必要です。

にもかかわらず、再開にあたっての委員会決定でも、再開審議でも、近藤委員長他関係者から、原子力委員会の具体的な反省点を聞いたことはありません。また、今回の事故から半年後の2011年9月に再開された本大綱策定会議には、金子勝委員、海老原委員、山口委員、大橋委員、首藤委員が加わる若干の変動がありましたが、基本的には3.11前と同じ構成バランスです。全く片寄った人的構成であり、「結論ありきの審議会行政」に他なりません。本策定会議は、震災前の「中間整理」の反省から始めるべきでありました。

2、二度にわたる本会議の正当性についての重大な疑義の露見と今後の対応

このような経緯による再開後の審議は、私には、3.11 がなかったかのような議事進行といわざるを得ない光景でした。

その背景に、以前に明らかになった委員への寄付問題、今回ようやく明らかにされた原子力事務局の電力事業者とメーカー、電力中央研究所が給与を支払うことで事務局が担われていたという独立委員会とはいえない組織実態、さらに、本大綱策定会議よりも密度濃く、23回も開かれていた核燃料サイクル問題にかかる「秘密会議」の開催、それは委員長も承知したものであったことなどがあったものです。このような会議が他の問題についても行われていたであろうことも容易に推認されます。原子力委員会 3.11 の事故前のこのようなものであり、常態化しており、3.11 後も、それが何ら変更されることなく続けられていたと国民が受け取るのは当然のことです。独立行政委員会におけるこの経緯は、徹底的に解明される必要があります。

原子力保安院、原子力安全委員会と同じく、原子力委員会に対する国民の信頼という存立基盤は存在しないというほかありません。

3.11 後、しばしば、「国民の信頼」の重要性が指摘されてきました。今後、崩壊した原子力行政への信頼を築くためには、現在の原子力委員会が政策大綱の議論をするのではなく、事故原因究明と同様に、原子力委員会の運営はいかなるものであったのかの検証を第三者機関で行っていただき、これを国民のもとに公表し、他方で、今後の原子力政策について必要な政策議論は、ここで組織も人も新たにし、エネルギー環境会議のもと「原子力国民会議」ともいべき組織を設け、そこには当業者及びこれに近い経歴を持つ人は加えず、事務局に原子力産業や技術について知見を有する者だけでなく、会計や法律、国民意見を反映させるための社会科学など多様な専門家を公募することから出発することを提案します。事務局からの給与等の支払いを受けながらの出向はあってはならないことですが、関連事業者に在籍した職員が必要であれば、原子力に批判的な団体からも採用することが必要でしょう。独立行政委員会は、形式的な独立ではなく、その実を有し、さらに国民からそのように評価されることが不可欠です。

2012.5.29

阿南 久

原子力委員会の運営に係るマスコミの報道に関連して

- *5月24日より、毎日新聞をはじめとしたいくつかのマスコミで、原子力委員会が「秘密会議」を開き、「原発の使用済み核燃料の再処理政策」における評価案の報告案を議論。日本原燃からの「六ヶ所村再処理工場存続」の要請を受けて、報告案を「再処理」が有利になるように書き換えたと報道しました。
- *この「秘密会議」は、4月24日に合同庁舎4号館で開かれ、原子力委員会委員長代理と担当事務局、エネ庁担当者、電事連、日本原燃、もんじゅの日本原子力研究開発機構、東電、日本原子力発電などの電気事業関係者30名が参加。4月27日に小委員会で審議される予定の報告案について意見を聞いたとされています。
- *さらに、こうした会合はこれまでに20回以上開催されていたともあります。
- *毎日新聞は5月8日にも、原子力委員会の事務局が議案を事前にエネ庁や電事連等に相談していたことを報じ、恣意的に運営が行われていると指摘しています。
- *これらの報道が事実とすれば、国民の信頼に対する重大な裏切り行為であり、絶対に許すことはできません。
東電福島第一原発事故の反省を心に刻み、今後の原子力政策とエネルギー政策の白紙からの見直し・検討を託された「新大綱策定会議」の事務局を務めている公務員が何故、原発を推進する事業者だけをこっそりと集めて報告したり、意見を聞いたりするのでしょうか。しかも20回以上も行われていたとは、こういうことが常態化していると考えられ、これまで策定されてきた関連施策が、推進者のみの意向を大きく反映してつくられたものであると疑わざるをえません。
- *5月25日に送られてきた「原子力発電・核燃料サイクル技術等小委員会の報告書とりまとめに関する報道について（見解）」には、「事業者の意見を反映して報告書を書き換えたという事実はありません」、「全委員に修正内容を確認している」、「特定の事業者や立場に有利なように書き換えたということは事実無根」などと述べています。
しかし、それを言うなら、20回以上開かれたという会合の議題と参加者と議事録（発言メモ）を全て明らかにし、その裏付けを示してください。
- *また「見解」には、「報告書案と受け止められるものが外部の事業者や関係者に配布されたことが、このような疑念を招いた」と、あたかもこの時だけ

間違って配布されたかのように書かれています。それは常識的に言って考えにくいことです。本当にそうだったのか事実を示してください。

* 今回のことで、「新大綱策定会議」のこれまでの議論と原子力委員会に対する信頼は大きく損なわれました。新しい「エネルギー政策」づくりに向けた、基本問題委員会と中央環境審議会との併行した議論にも影響を与えるものです。議論を中止し、この問題の事実を全て明らかにすべきであると思います。同時に、原子力委員会の責任を明らかにしなければならないと思います。

以上

私は、現状の新大綱策定会議の運営体制および委員構成に改善がないかぎり、そしてこれまでの作業の再点検を行わない限り、いかなる報告案が出ても断固反対いたします。

2012 年 5 月 25 日付毎日新聞の報道「秘密会議で評価書書き換え」とその後の報道の内容は、原子力委員会および新大綱策定会議の根幹に係わる重大な問題をはらんでいるからです。

(1) 原子力委員会は本当に独立委員会なのか

1. 第 19 回新大綱策定会議において、2012 年 5 月 8 日付毎日新聞の報道「原子力委の議案隠し」に関して、参考資料第 1 号「新聞報道に関連する策定委員のご指摘に対する調査報道」が配布されたうえで、近藤委員長からの釈明がありました。そこで、近藤委員長は議題メモが電気事業連合会および日本原子力研究開発機構に送付された事を認めたと、議題「原子力と地域社会の共生について」が外れたのはあくまで準備不足だと述べました。

しかし、電気事業者、日本原燃、日本原子力研究開発機構、および担当官庁が 20 回にわたって秘密（非公開）の会合を重ねており、近藤委員長も 4 回ほど出席しているとの報道がありました（2012 年 5 月 24 日付朝日新聞夕刊）。また、現在の原子力政策大綱の作成準備期間中の 2004 年にも、原子力委員会が「原子力を巡る勉強会」と称する秘密会議を 10 回も開催しており、出席した近藤駿介原子力委員長は、当時「表に出た瞬間にやめる」、つまり存在が露見すればすぐ解散する方針だと発言したと報じられています（2012 年 5 月 26 日付毎日新聞）。これらの報道が正しければ、近藤委員長自身がこの「秘密会合」での根回しに大きな問題があることを認識したうえで参加していたということになります。

さらに、事務局に出向している職員には、東京電力、関西電力、中部電力、電力中央研究所、日本原子力発電、東芝、三菱重工業、日立 GE ニュークリア・エナジーといった、電気事業者と原子炉メーカーの出向者がおり、事務局職員 19 名のうち 8 名を占めています。しかも給与も社会保障負担も出身母体企業が負担しています（2012 年 5 月 24 日付共同通信）。事務局は議題選定や資料作成にかかわって非常に重要な役割を果たしています。このことから、近藤委員長が事務局にメモを渡した時点において、電気事業者などに行くことを暗黙のうちに承認していたと考えるのが自然です。

前回の参考資料第 1 号には、「事務担当者に外部から働きかけがあったことについては確認されない」とありますが、「犯人」とされる事務局（原子力政策担当室）が作成したものであり、「犯人」が「自分がやった」と書くはずがなく、信憑性は全くないと考えられます。真摯な検証を求めます。

2. 2012 年 5 月 25 日付毎日新聞の報道「秘密会議で評価書書き換え」に対する今回の参

考資料第 1 号「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会の報告書とりまとめに関する報道について（見解）」は、原子力委員会名であるだけに、問題はより深刻です。

●まず文書を読むかぎり、電気事業者、日本原燃、日本原子力研究開発機構、および担当官庁を集めて秘密（非公開）で会議を開いていたことに対する反省がありません。また議題選定や議案の内容を決定する事務局に、出身企業の負担で電気事業者や原子炉メーカーの出向者を受け入れていた事態の異常性に関する認識が不十分です。電気事業者などは、この会議の決定によって利益を得る利害関係者です。しかも、ここで決定される事業は、国民が巨額の税金や電気料金負担を負うものです。その利害関係者である当事者が事務局に入り、その当事者と秘密裏に会合を重ねていたという事実そのものが、税金や電気料金を負っている国民に対する背信行為であるという認識が欠けています。このまま審議を続行して、本会議が何らかの結論を出したとしても、原子力安全委員会および原子力安全・保安院と同様に、国民の信頼を得ることは不可能になりました。ところが、本会議において他の議題を多数提出していることに見られるように、委員長および事務局は、原子力委員会の根幹を揺るがす深刻な事態だという根本認識に欠けています。

●参考資料には「核燃料サイクル諸量や所用費用の計算方法やデータの提出依頼・確認、資料の記述の技術的正確性の確認など」を行ってきたとあります。しかし、そうした技術的作業が必要ならば、政策決定にかかわる担当官庁の出席の必要性はなく、委員会の中立性を守ろうとする自覚があるならば、個別に依頼するのが常識です。こうした「談合」を開けば、出席者が自らの立場に立って意見を言わないはずはなく、それが報告書に反映していると考えるのが自然で、こうした説明に、多くの国民が納得するとは思えません。

●また技術的作業が必要ならば、少なくとも小委員会のすべてのメンバーにその旨知らせるべきです。小委員会のメンバーにさえ公開されていないのは、その会合において「やましい」ことが語られているととられても仕方がないと考えられます。

3. 参考資料は、事実経緯に関しても説明になっておりません。

●4月20日に新聞報道に出た案（「総合評価案」）は、明らかに持続可能性を失っている再処理（併用方式を含む）事業に有利になるような内容として報道されておりました、4月24日の新大綱策定会議の準備過程において、伴委員が、近藤委員長および鈴木委員長代理が政策転換コストを含めないとしていたことに反する内容になっているとの意見書をあらかじめ提出したはずですが。私も4月24日の午前中でしたが、財務上の観点から直接処分と原発ゼロのケースだけ政策転換コストを入れるのはおかしいとの意見書を出しました。新大綱策定会議においてこうした意見が改めて出された後に、4月24日の新大綱策定会議では近藤委員長および鈴木委員長代理は「まだ作成途中のものだ」として提出が見送りました。ちょうど、その過程において、例の4月24日の「秘密会合」が行われたと考えられます。

参考資料における「4月24日の会合に提出した資料の中に、『総合評価案』と題するもの

が含まれていたのは事実ですが、これはその後何度か用意された原案の一つです」とあるのはこうした過程を反映したからだと考えられます。この「秘密会合」において、この問題はどのように話されたのでしょうか。

●4月24日の「秘密会合」に出された「総合評価案」には、「全量直接処分」について「総費用においては有利」と書かれていたが、その後の小委員会では「優位となる可能性が高い」と書き改めていたと報じられています（たとえば、5月26日付朝日新聞）。参考資料は「事業者の意見を反映して報告書を書き換えたという事実はありません」と書いていますが、上記の政策転換コストの算入問題などを考慮すると、そこにあるのは単なる技術的な数値の入れ換えだけにとどまらない記述変更があります。

また問題は4月24日の「総合評価案」がどう「書き換えられたかどうか」だけにあるのではなく、政策転換コストの算入問題など、4月24日の「秘密会合」以前に「すでに事業者の意見を反映して報告書が書かれていた」可能性も問題になります。後者の点についてはふれていません。真摯な検証が必要です。

（2）この間の経緯の真剣な検証と委員会の運営体制の抜本的見直しを

1. 原子力委員会はその根幹から信頼性を失うという深刻な事態に陥っています。原子力安全委員会および原子力安全・保安院と同じく、原子力委員会および新大綱策定会議の存立そのものが多くの国民から疑念をもって見られ始めているからです。このままの状態ではいかなる報告書がだされようと、国民の信頼は得られません。新大綱策定会議の体制の抜本的見直しが不可欠です。

2. 以下の点について根本的な改善を強く求めます。

① 「秘密会合」の役割に関する検証を行うべきです。

1. 「秘密会合」の議事録はとっていないとの報道があるが、そこでの提出資料やメモの公開を求めます。とくに「総合評価案」にいたる核燃料サイクル技術小委員会における政策転換コストなどの議論と、「秘密会合」に出てきた資料との異同の検証

2. 議題隠しに関して「確認できなかった」とする前回の委員長発言の検証

② 新大綱策定会議の信頼性を回復するには、委員の入れ換えが不可欠です。

1. 事務局の利害関係企業・団体からの出向者の即時入れ替えを求めます。

2. 利害関係者（電気事業者、電気事業者の労働組合、原子炉メーカー、日本原子力研究開発機構、立地自治体代表）および利益相反委員の辞任を要求します。そのうえで、国民の利害を広く代表する委員にメンバーを入れ換えるべきです。それができないならば、電気事業者、原子炉メーカー、立地自治体など利害関係者および利益相反行為を行った委員はオブザーバーあるいは参考人参加とすべきです。

3. 立地自治体以外の周辺自治体の委員の追加が必要です。

③新大綱策定会議の議事運営の改革が必要です。

1. 改めて小委員会は、その決定内容を第三者的にチェックする新しい組織を設置して、検証を行うべきです。
2. 少なくとも議題の選定および議案の内容に関して、新大綱策定会議の委員の中から何人かの委員を選び、小委員会を設けて運営すべきです。
3. 以上の要求が入れられない場合に委員長の辞任を求めます。

平成 24 年 5 月 29 日

原子力委員会 新大綱策定会議（第 20 回）への資料提出

全国原子力発電所所在市町村協議会

新大綱策定会議（第 20 回）に、これまで原子力発電所とともに歩んできた全国原子力発電所所在市町村協議会を構成する会員市町村から意見が寄せられたので提出します。

【原子力の基盤的な研究開発のあり方について】

我が国は、原子力技術の先進国として原子力のみならず、他の科学技術分野に影響を与え、科学技術の進歩に大きく貢献してきた。

今後も、原子力技術は、多くの可能性を秘めており、科学技術全般への波及効果が期待されることから研究開発を進めていくべきである。

【その他（原子力委員会について）】

原子力委員会については、議題「原子力と地域社会の共生について」の取扱いや、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会報告書のとりまとめに関して、国民から疑問を持たれかねないような報道がされているところ。

原子力委員会は、エネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することという原子力基本法が定める目的を達成するための原子力の研究、開発及び利用に関する施策を企画し、審議し、決定していく任務を有しているところであるが、今般の一連の対応には、国民との乖離があると言わざるを得ない。

新大綱策定会議の審議にあたっては、原子力発電を取り巻く社会環境が大きく変化していることも十分に認識し、検討プロセスの公平性・透明性をしっかりと確保し、一切の疑問を持たれない姿勢をあらためて示して頂くことを要望する。

以 上

第 20 回新大綱策定会議意見

2012.5.29

伴英幸

5 月 24 日、毎日新聞が「勉強会」（以下、秘密会議）の存在を暴いた。原子力委員会は記事が問題にした会合の資料を公開し、見解では、秘密会議の影響は受けなかったとしている。しかし、これは問題の本質をそらす行為である。

すでに明らかのように、各省庁の担当者と事業者、国の研究機関（JAEA）などが一堂に会した秘密会議が分かっているだけで 23 回も行なわれ、近藤駿介委員長も 4 回出席していた（5 月 25 日午前の塩崎修官房長官記者会見報道）。これは、どうみても事業者から情報の提供を受ける域を超えている。

ここでの問題は、秘密会議で原子力政策とりわけ核燃料サイクル政策を維持するための議論の方向性と対策を話し合っていたことである。さらに、2004 年の新計画策定会議の時にも同様の秘密会議が行われていたことも明らかとなった。つまり、長年にわたってこのような方式が行われていたといえる。

この体制を容認してきた原子力委員会委員、とりわけ 04 年時点でも委員長に就任しておられた近藤駿介委員長の責任は重大だ（事務局員の解任はすでに要求した）。

官僚と事業者との長年にわたる癒着が明らかになった以上、このまま新大綱策定会議の審議を継続しても、決定した原子力政策に国民の信頼など得られるはずもない。いま必要なことは徹底した透明性と新たな組織による出直しだと考える。

そこで以下のことを求める。

1. 全秘密会議の開催日時、参加者名と組織名、配布資料、議事録あるいは議事メモの完全な公開

上記、藤村修官房長官によれば、2011 年 11 月から 4 月 24 日まで 23 回の会合を開いていたと発表している。さらに、4 月 24 日以降に原子力比率 15%が提案されていることから、同日以降も秘密会議が行われていた疑いがある。このうち毎日新聞の報道では 20 回分の日時や参加組織と人数が明らかになっている。しかし、参加者名や配付資料、議事録（あるいは議事メモ）は公開されていない。

2. 関係者を排除した第 3 者委員会を設置して、秘密会議と小委員会での議論の経緯を追い、事業者の意見の反映の有無をチェックすること

「事業者の意見を反映して報告書を書き変えた事実はない」と見解で述べている。しかし、4 月 19 日の小委員会、同月 24 日の秘密会議、同月 27 日の小委員会を比べると内容が変化しており、秘密会議の議論の結果が反映したものと考えるのが自然だ。

これが「事業者の意見の反映」でないことを証明するために、第 3 者のチェックを受けることが必要だ。また、この点からも 1 の資料と議事録（メモ）の公開は必要不可欠だ。

この検証のなかで明らかな影響があったとされた場合には、小委員会の議論のやり直しを行なう。

3. 今後「秘密会議」を廃止することを宣言する

事業に関する情報や経営に関する情報は事業者のみが持ち得て、自由主義経済の中では一定守られるべきものであるとしても、競争環境にない原子力分野で、秘密会議を正当化できるものではない。設置された公正な会議の場で、事業者から必要な情報を得、また、事業者の利害や省庁の利害に関しても率直に議論すればよいことである。

4. 新大綱策定会議の中断と新組織の設置

信頼を失った原子力委員会がこのまま新大綱策定会議を継続しても、国民の不信はいっそう高まるばかりである。

そこで、新大綱策定会議の審議を中断し、原子力の利害関係者を排除した新たな第 3 者委員会を設置して、福島原発事故以降の原子力委員会のあり方（存続の是非含めて）、原子力政策に関する審議のあり方を議論する。この結果を受けて、新大綱策定会議の再開に関して改めて判断する。